

# 一般国道19号瑞浪恵那道路 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適応される同法第二十四条に基づく環境保全の見地から国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と、それに対する都市計画決定権者の対応（案）（補正事項）を表15-1に示します。

表 15-1（1） 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応（案）

国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応（案） （補正事項）
<p>1. 総論</p> <p>（1）調査・予測・評価の再実施について 事業実施までに交通の状況や猛禽類の営巣状況等について変化する可能性があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。</p>
<p>（2）環境保全措置の具体化について 今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、（1）の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。</p>	<p>今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。</p> <p>また、環境保全措置に関する具体化の検討を行う時期等については評価書に記載しました（評価書8-2-14頁、8-5-9頁、8-8-93頁、8-9-78頁、8-10-36頁、8-10-37頁、8-13-4頁参照）。</p> <p>なお、環境保全措置の具体化の検討を行うにあたって得られた専門家からの意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等については、環境影響評価法第三十八条の二及び三の規定により適切に公表し、透明性及び客観性を確保します。</p> <p>また、（1）の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映します。</p>

表 15-1 (2) 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応 (案)

国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応 (案) (補正事項)
<p>2. 各論</p> <p>(1) 動物・植物・生態系について</p> <p>① 水の濁りについて</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の河川には濁水に対して脆弱で絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中の排水等も十分配慮した計画とするほか、河川改修及び水路付け替えによる繁殖阻害の影響を低減させる環境保全措置の具体的内容の決定に当たっては、専門家の意見も聴きながら、水の濁りも含めて魚類等の生息環境への影響についても配慮すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺の河川には濁水に対して脆弱で絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中の排水等について十分配慮した計画とします。</p> <p>また、河川改修及び水路付け替えによる繁殖阻害の影響を低減させる環境保全措置の具体的内容の決定に当たっては、評価書 8-8-94 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、水の濁りも含めて魚類等の生息環境への影響についても配慮します。</p>
<p>② 植物等の移植について</p> <p>植物の移植は、生育地への影響の回避が困難である場合で、移植により環境への影響が低減できる場合において行われるべきものである。植物等の移植については、移植方法及び移植先の選定が移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家の意見を十分に聴いた上で慎重に行うこと。</p>	<p>植物の移植にあたっては、生育地への影響の回避が困難である場合で、移植により環境への影響が低減できる場合において、移植方法及び移植先の選定について、評価書 8-9-79 頁に記載のとおり、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施します。</p>
<p>③ 環境保全措置の効果の検証について</p> <p>河川改修及び水路付け替えの内容並びに植物の移植に係る環境保全措置については、具体化された環境保全措置等の内容及び効果を明らかにするため、事後調査等を行うとともに、専門家等の意見を聴きつつ、その効果を検証し、必要に応じて講じた措置や管理方法を改良すること。また、環境保全措置の効果の検証及び環境保全措置の改良の検討に当たっては、適宜、情報を公表するなど透明性及び客観性が確保された検討体制を整えること。</p>	<p>河川改修及び水路付け替えの内容並びに植物の移植に係る環境保全措置については、事後調査等を行い、専門家等の指導及び助言を得ながら、その効果を検証し、必要に応じて講じた措置や管理方法を改良します。</p> <p>また、環境保全措置の効果の検証及び環境保全措置の改良の検討に当たっては、検討体制を整え、環境影響評価法第三十八条の二及び三の規定により適切に公表し、透明性及び客観性を確保します。</p>

表 15-1 (3) 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応 (案)

国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応 (案) (補正事項)
<p>(2) 温室効果ガス等について</p> <p>工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。</p> <p>また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。</p>	<p>工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等については、その社会的要請と経済性・品質・供給状況等を踏まえて事業実施段階で検討し、温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握について、必要に応じて検討します。</p> <p>計画路線に係る都市計画については、岐阜県地球温暖化対策実行計画(平成23年6月、岐阜県環境生活部)と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。</p>
<p>以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の内容については、環境影響評価書に記載しました。</p> <p>また、対象事業実施区域の位置については、評価書3-4頁に記載しました。</p>

表 15-1 (4) 都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応 (案)

都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応 (案) (補正事項)
<p>なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。</p>	<p>なお、上記以外においても、環境影響評価の結果をよりわかりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直しました。</p>